

令和7年度後期分授業料免除（家計急変）申請の注意事項

1. 提出期限について

令和7年10月10日（金）必着

2. 送付先

学生支援課免除担当

3. 免除の基準

事由発生後の所得状況に基づき、①及び②のいずれも満たすこと

①生計維持者が、日本国内において新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受けている、または事由発生後の学資負担者（原則父母2名）全体の所得が、令和元年度～令和6年度のいずれかの年度の所得と比較し、1/2以下となっていること（所得の算定方法は、直近三ヶ月分を4倍したもの）

②事由発生後の所得が本学の授業料免除制度における基準を満たすこと

※修学支援新制度を申請している場合は、新制度による支援との差額分が免除対象となります。

4. 提出書類について

本学ウェブサイト（トップページ→教育・学生支援→経済的支援→授業料・入学料免除）より申請書類をダウンロードし、「令和7年度後期分授業料免除等申請書類送付書」に記載されている授業料免除等申請書類の他に、次の書類を添付してください。

	提出書類	備考
公的支援を受けている場合 ※1	・受給証明書 日本国内において、国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれに類するもの）が実施しているもの	各様式及び 該当する書類の 写しを提出して ください
給与所得者	・収入状況確認書（様式①） ・事由発生（収入が減少する）前の収入及び事由発生後の直近3ヶ月分の収入がわかるもの（源泉徴収票、給与明細等）	
給与以外の所得受給者	・収入状況確認書（様式①） ・事由発生（収入が減少する）前の収入及び直近3ヶ月の売上、必要経費がわかるもの（確定申告書、帳簿等）	
私費外国人留学生	・収入状況等申告書（様式②） ・収入に関する書類（給与明細等）	

※1 公的支援の受給証明書（例）

制度名	証明書の名称
緊急小口資金の貸付け	借用書
新型コロナウイルス感染症特別貸付	借用証書
小学校休業等対応支援金	支給決定通知書
国税の納付猶予	納税の猶予許可通知書（申込書の写し等を求める場合があります）

対象とならない証明書：雇用保険の失業給付（自発的退職）、NHKの受信料の猶予、NTTの電話料金の猶予 等